### 苫小牧市民自治推進会議(平成26年度第5回)会議録

開催日時 平成27年1月22日(木)午後6時30分~午後8時40分

開催場所 苫小牧市役所 9 階 9 3 会議室

出席委員 髙野会長、青山委員、川島委員、竹谷委員、谷岡委員、福井委員、水口委員、

家守委員

欠席委員 佐藤副会長、川上委員

事務局 市民自治推進課長(加賀谷)、市民自治推進課長補佐(中村)、

市民自治推進課主查(吉田)

報道機関 苫小牧民報社

傍聴者 なし

#### 1 開会

○事務局(加賀谷市民自治推進課長) 改めまして、お晩でございます。本日は、お忙しい中、そして足元のお悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催させていただきたいと思います。本日は佐藤副会長と川上委員さんは欠席されるということで、御連絡いただいておりますので御了承ください。それでは、髙野会長、よろしくお願いいたします。

#### 2 会議

### (1) 苫小牧市自治基本条例の見直しについて

●髙野会長 皆さん、こんばんは。そして、明けましておめでとうございますと。まだ、 1月中ですので。今年もよろしくお願いいたします。

まあ、挨拶はその程度にしまして、ちょっと時間がもしかしたら足りなくなってしまうということも考えられますので、まず、会議の進行の方を進めていきたいと思います。会議次第に従って進めていきたいと思います。今日の議題としては、会議の2の会議のところ(1)ですね、「自治基本条例の見直しについて」ということで、見直しについてはですね、昨年でしたかね、あの、皆さんで集まる推進会議のときにですね、部会という形を設けて、その、条文について細かく見直しをすると。その検討結果を全体会議、この会議に皆さんにお示しをして、また、議論をしていくという形を採りたいということで、前回は了承をいただきました。その関係で、部会の方を計3回、昨年の12月に実施しまして、その中で、色々と検討されたものが、条文検討シートというシートになって、多分、皆さんの手元に置かれているのではないかと思います。

で、見直しについてはですね、この部会を設けてやりましたので、その検討結果については部会長である福井委員から説明の方をお願いしたいと思います。

●福井委員 はい、それではさっそくですけれども、よろしいですか。今、あの、髙野会長がおっしゃたとおり、4人の部会でしたね、髙野会長、副会長、家守委員と私。それと、あと事務局の方で昨年末3度、一生懸命やらしていただきました、はい。1回目は時間超過してたんですよね、3時間もやってたという。

- ●髙野会長 ああ、そうだったんですか。
- ●福井委員 はい。私の進め方が悪かったのかなとか、あれなんですけれども。

それではあの、皆さんのその条文検討シート。まあ、これがほとんど、あの、これにそって説明していきたいと思いますので、こちらを御覧ください。

ええと、上の方に四角で囲ってあるところですね。あの、これ、実際、このシートは左側の数字と右側の欄がない状態で私たち部会に渡されまして、一つ一つの条文に対してチェックしていったということです。それで、左側の数字が今、ここは「1」、「1」、「2」と書いてありますけれども、それの内容が上に書いてありまして、「規定内容に不足等がなく、改正が不要」というのが「1」で、「規定内容に不足等はないが、運用について検討が必要」というのが「2」、そして「3」番が「規定内容に不足等があり、改正が必要」ということですが、まあ、検討の結果、この「3」はなく、ほとんどが「1」、「2」、まあ、ほとんどがというか「1」と「2」の分類に分けられました。

それで、まあ、あの、皆さん御存知のとおり、この自治基本条例というのは、もう、まちの憲法でして、まちづくりの理念とか、まあ、市民の信託の内容が書かれています。よって、そんなにころころころ変わるものではないということ。それと、これが立ち上がったときと現在、苫小牧市においてそんなに情勢が変わっていない、というか、ほとんど変わっていないので、何か不都合があって変えなければならないというものは、なかなか現段階ではないということでしたので、条文をいじるということは一切ないというふうに考えております。

続きまして「(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。」ということで、「市民」と「市」だけを、一応、定義されております。まあ、他の部分に関しては、他の上位のものではっきりしているので、まあ、ここはこの二つの項目だということで。

それで、右の方にですね、「・「市内に住所を有する者」とは、住民票が苫小牧市にある者を指すのか。」。あの、この「・」があって文章が載っているところは委員からの意見若しくは質問で、「→」になっているのが事務局からの回答となっておりますので、そのように読んでください。それで、事務局の回答は、「→必ずしも、住民票がある者を指すわけではない。住民票がなくても苫小牧市に住んでいる者も理論上はいる。」。要するに、市民の定義の確認で、まあ、一番下のところなんですけども、要は、あの、下じゃないな、真ん中辺か、「→市外に住民票を置いていても、市内で就労する人、学ぶ人等は「市民」に含まれる。」ということです。「何らかのまあ生活を苫小牧市で行っている人は、「市民」という位置付けですよ。」ということです。それで、その下、下から3行目のところですね。そこから、実は、「住民投票」、この間やったばかりですけれども、住民投票の「市民」とあの、この「住民」とかっていう、その扱いのことについての質問が出まして、やっぱりこう、「「市民」と「住民」とがイコールではない。」のと、あと、その、「住民投票条例に求められているものとは、ちょっと違う。」というところの確認を行いました。が、まあ、要するに「住民投票の方に「市民」を使わないで「住民」にした方がいいのではないか。」だとか

っていう意見だったんですけれども、あの、まあ、国民投票というか、実際の選挙なんかもそうなんですけれども、国民投票と言われながら19歳以下の方には投票権がないだとかっていうことがあるので、別にそういうふうに、きっちり、ぴったり合う必要はないということで、この一番下に事務局からの答えがあるように「→市外に住民票を置くものも「市民」の定義に含まれる場合があるため、選挙権を有する市民とイコールにはならない。(「市民」の範囲を広く規定しているため)」という回答をいただきました。

とりあえず、ここ1章のところ、1回、切りたいと思いますけれども、ここまでで何か 御質問ある方はいらっしゃいますか。

## ●谷岡委員 はい、よろしいです。

●福井委員 はい、それでは、次、基本原則の方に行きます。一応、基本原則は、この左にある(1)、(2)、(3)、この「情報共有」と「市民参加」と「協働」というのが原則となっております。それで、右側の意見の方ですけれども、「・「対等な関係」となっているが、市民あっての自治体なのだから、「対等」ではなく、別の言葉を使った方がよいのではないか。」、「・この条文の「対等」という言葉は「市民」と「市」がフィフティーフィフティーという意味になるのか。」ということで、あの、もともと市と市民は対等でもないし、あの、まあ、そういうことをあの、皆さん分かっていて、「そういう「対等」というのはおかしいんじゃないか。」という意見だったんですけれども、あの、そこで事務局の回答で、一番下のところですね、「→まちづくりを進める上での協働において、当事者として対等な関係であることを意味している。」ということですから、その性格的なものではなく、その、協力体制になったときのことを言っているという回答でございました。

続きまして、ページめくりまして、第4条ですね、「市は、まちづくりに関する情報~」ここは情報提供とか情報公開の部分なんですけれども、ここは、右の方がですね、意見の方がほとんどこう、運用に関する意見でした。読みます。「・情報共有という部分で、分かりやすく市民に情報提供する方法を検討していく必要があると思う。」、「・ホームページは以前より見やすくなり、情報提供という部分では改善されてきていると思うが、電子媒体が使用できない人(主に高齢者等)への情報提供という点から見ればもっと改善する必要があると思う。」、と「・職員の意識の問題もあると思う。(職員によっては情報提供してくれる、くれないの差がある。)」。まあ、これは実際に聞きに行ったりなんなりということですね。と「・この条文は、市民から請求があったときの情報開示についての規定か。」という質問に対して、「→条文の前段は、日々の情報提供についての規定、後段の「別に条例で定める」以降は、市民の請求によって情報を開示することについての規定。」ということですので、まあ、上段と下段で両方を補っているということです。

それで、ここ、今のところ、ホームページと広報とまこまいがメインの情報提供の媒体になっているんですけれども、まあ、委員の中で、「これに勝るものは何かないのかね。」だとかっていうのを、実は本体会議ですね、今日の会議の方で皆さんからアイデアをもらったりする必要があるんじゃないかということもあって、より情報提供、情報公開、情報共有ができる方策を皆さんで考えていったらいいじゃないかということで、ここをまず本体会議のテーマとしての報告にはなりました。

そして、一番下のところですね。「・公の施設など、自分たちのコミュニティの中にいけば、施設の担当者がパソコン操作してくれて情報を見せてくれる体制があればよいと思う。」ということで、要はですね、まあ、皆さんやっぱりホームページにはすごい情報量があるので、これをペーパーとかに渡して見てもらうといっても、なかなか見切れるものではない。それであれば、あの、高齢者の方だとか、自分で、自分ではホームページを見る

ことができなくても、そういう施設に行くと見せてもらせる。若しくは何か委員からのアイデアで「町内会で定期的に市のホームページをみんなで見よう。」だとかっていうことで、あの、「ホームページの方を見させるという、その、逆の工夫もあるといいかな」。というような意見が出ていました。というように、こう、双方向から、あの、情報を市民が共有できるような方法を、まあ、ちょっと皆さんでアイデアを出していただければなあというふうに思っております。まあ、これ、一番左に「2」と書いてありますけれども、これはそうですね、こういうアイデアを出してもらって、市長にちょっと提案したいところでございます。

次、あの、「市民参加」ですね。ええと、これ、市民参加条例に規定する内容のことを書 いておりますので、特にここで「内容がどうのこうの。」ということはありません。右側の 意見の方にいきます。「・市民参加ということ自体を、あまり市民が理解していない。制度 を効果的に活かすために、若いうちから市民参加を教育の場で学ぶ機会があるとよい。」、 「・今回のまちかどミーティングのような方法で積極的に市民参加の周知を行う必要性が ある。他課と連携して市民自治について周知する機会があれば、もっと市民に関心を持っ てもらえるのではないか。」、それと「・市民参加の定義があまり知られておらず、市民参 加ということが正しく捉えられていないと思う。」。要は「市民参加」っていうものの定義 は、要は「行政に参加する、行政が行っていることに市民が参加する。」ということなんで すけれども、あの、まあ、市民にとっては「お祭りの実行委員会に参加する。」だとか、そ ういうふうに捉えられている方がいるので、そうじゃなく、その定義もちゃんと知ること によって参加してもらいたいということです。それと、「市民参加するという権利を、今、 市民は放棄しているんではないか。」というような意見もありました。まあ、「行政に任せ っきりなんじゃないか。」だとかっていうこともありました。で、こちらも、先ほどと同じ 「どうしたら、こう、市民参加が推進できるのか。」ということを、まあ、皆さんでやっぱ りアイデアを出していただけたらなあとは、部会の方では考えました。

続きまして「住民投票」ですね、はい。まあ、住民投票の方は、あの、この間、皆さんで大分やってこられたんで、いいとは思うんですけれども、まあ、右側の意見の方です。「・市民という定義が、市内で働いていれば、市外に住所を有している者も含まれるが、住民投票をする権利はないので、「市民の意思」は「住民の意思」とした方が分かりやすいのではないか。」。これ、回答が「→条例制定までの議論で「市民」か「住民」かという話があった中で「市民の意思」としている。市民の中に住民が含まれている。」と。まあ、先ほど説明したような話ですね。「・「別に条例で定める」との文言も入っており、あえて「住民の意思」に変更する必要はない。」ということで収まりました。

その次、「協働の推進」ですが、こちらも意見の方ですが「・職員向けの協働ガイドラインはあるが、市民向けの協働マニュアルのようなものを作成する予定はあるのか。」と、「→現在の計画では作成予定はないが、協働を推進するための具体的な取組については検討する必要がある。」、「・他市の協働を参考にして協働を進めてはどうか。」。で、これ、例として逗子市の地域自治システムというのがあるんですが、これ、後ほど髙野会長の方から説明があります。あの、これも、協働の推進もここで話し合われるテーマとしては、いいのではないかと。なかなかやっぱり、まあ、全く進んでいないわけではないんですが、いろんなアイデアをこちらも盛り込んでいきたいなというふうに考えております。まあ、ここのところはまちづくりの原則、先ほどの三つのことのうたっているところですが、ここで一度切ります。

何か、今の3点ですね。3条から7条までで御質問、御意見ございますか。あの、新しいまちづくりのことを、アイデアだとかっていうのは、またあとでやりますので、飽くまでも私たちの報告に対して何かございましたら。よろしいでしょうか。

- ●谷岡委員 はい、よろしいです。
- ●福井委員 はい、それでは次、第3章の方にいきます、はい。第3章は市民と議会と、 あっ、第3章が市民、第4章が議会、第5章が市長等ということで、この三者の責務を主 にうたった章になっております。

それでは、第3章「(市民の権利) 第8条 市民は、政策の立案、実施及び評価の過程に参加する権利を有する。」、「2 市民は、市の保有する情報について知る権利を有する。」、「3 市民は、前2項の権利を行使し、又は行使しないことを理由に不利益な取扱いを受けない。」ということで、まあ、これは、当たり前のことというか、参加しないことによって、不利益を受けないということも、はい。まあ、よく、PTAのお母さん方、「あの人ばっかり休んでて、あの人は駄目だわ。」だとかっていうことが市の大きな枠組みの中ではあっちゃいけないということですよね。まあ、ここに対しても、全然、問題ないということで、サラっといきました。

そして、次、市民の責務。「市民の責務は必要なのか」ということも実際に(意見として)出てましたけれども、前文にですね、前文が(今、資料としては)ないんだもんね。要はあの、「市民自治のまちづくりをしよう。」というような前文があって、「一人ひとりが、苫小牧市民みんながこう、まちのことを考えて、生き生きと輝く。」みたいな前文があるところから、あの、「やっぱり、権利だけではなくて、責務というのが必要ではないか。」ということで、実際に責務ということはうたっております。まあ、条文の方は全く手を付けないところなんですけれども、右側の意見の方です。「・協働については、市の主導ではなく、本来は市民から声があがってくるとよい。」と、「・市としては協働については、どう考えているのか。」、まあ、どう進めているのかとっていうことだと思うんですけれども、「→協働は終わりがなく、常に新しい取組を続けていく必要があるものと考えている。」

まあ、これ、やっぱり、意見、部会の意見としては、「やはりこう、市民の自覚を上げる 方法が何か必要なんじゃないか。」ということなんですが、まあ、これをちょっと「市に求 めるのは非常に難しいのかな。」とも思うんですけれども、それを何とか植えつける方法が あれば、是非、何か皆さんで提案していただければなというふうに思っております。それ では、次、あの、第4章の議会。あっ、ここ、とりあえず大丈夫ですよね。あの、すごく 極々、当たり前のことが書いておりますので。次、議会の方にいきます。

「(議会の役割) 第10条 議会は、市民の代表者である議員により構成された議事機関として、市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視し、及び政策を立案する権限を有する。」と。まあ、これ、本当にこのまま、これ以外の何物もないということですので、これで問題ないということです。

「議会の運営」の方ですね、「第11条 議会は、討議を充実させることにより、その役割を果たすものとする。」、「2 議会は、議会の会期、議案の内容、審議の経過その他の議会の活動に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。」、「3 議会は、必要に応じ、公聴会の開催その他市民の意見をその活動に反映させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。」、「4 議会は、議会運営を効果的に行うため、議会事務局の機能の充実に努めるものとする。」ということです。これで、意見の方です。「・「議会だより」はできたものの、情報提供は不十分だと思う。」、「・議会の内容は新聞等の報道ですぐに分かるが、議会に情報提供を任せた場合、すぐに情報提供されないと思う。」、「・議会から何か情報提供されているものはあるか。」ということで、その、これもなかなか皆さん知らなかったんですけれども「→議会の最終日に各会派の代表が集まって議会改革について検討するといった議会独自の活動を行っている。」と。まあ、これは本会議と同じようにインタ

ーネットで、あの、その録画を見ることができて、まあ、これで今回の選挙の定数が2人減るだとかっていうことも、どうもここで話し合われているみたいなので、議会の方も一生懸命、こう、改革をしようとしているところがあります。で、まあ、「どんな話をしているのかな。」と思って、とりあえずこれを聞いたんで見てみたら、個人的にはちょっと歯がゆい感じを受けるような会議をやっておりました。まあ、皆さん、何か機会がありましたら、見ていただきたいと思います。

そして、次「・議会事務局は、議員から政策立案のための調査を依頼されることはあるのか。」という質問に対して、まあ、「そのような機能があるけれども、どうも、そこまでは要求されていない。」ということですね。これはあの、議会事務局が、あの、ちょっと例が難しいんですけれども、「代議士さんとかの、あの、秘書のような役割をある程度果たすということで、「政策立案のために、色々、調べてくれ。」だとかっていうことを議員さんから聴かれているのかい。」という質問があったんですけれども、「それほど議員さんからはない。」というようなことだったのかなとは思います。そこは「議会事務局をちゃんと使いましょう。」だとかっていうところにつながってくるんですけれども、まあ、「使い切っていないんじゃないかな。」というところが感じられるところです。

次ですね、「・議会中継を見ることができる町内会館があってもよいと思う。」。これ、先ほども、あの、「ホームページを見る。」のと同じで、まあ、「町内会単位で「今日、議会があるんで、ちょっとみんなで見てみよう。」だとかいっていうことを企画してやってみると、ちょっと議会が近くなるのかな。」というような。みんなであの、傍聴に、役所に来て、見るというのは、なかなかお年寄りの方は難しいのかもしれないので、そういう方法があってもいいかなというのは、委員から出た意見ですね。次の「・「議会だより」の印刷費用はどこから出ているのか、また全戸に配られているのか。」ということで、まあ、これは、全部「→議会費で作成し、全戸に配布している。」ということです。まあ、お金かっているんで、皆さん、来たら、ちゃんと読んでいただきたいなと思います。「・市民が議会に要望を出す方法はあるか。」ということで、これは「→陳情、請願により提出することができる。」という確認がなされました。

そして、次、「議員の責務」のところです。「第12条 議員は、市民の信託に応えるため、その職務を誠実に果たさなければならない。」と。これは全く問題ないところ。次、「2 議員は、議会の機能が十分発揮されるようにするため、市政に関する調査研究に努めるものとする。」というのが責務として載っています。これも条文としては問題ないということです。で「・議会基本条例は必要ないのか。」というところで、これも、あの、条例を制定するときにはよく出でいた話なんですけれども、これの回答が「→議会も含めてまちづくりを行うということで条例を制定しているため、議会基本条例を制定した場合、まちづくりを「市民」「議会」「市長」の3者で行うとした条例の枠組みの整理が必要となる。」と、要は、この基本条例、市民自治、まちづくり基本条例の中にこの三者がうたっているんですけれども、議会基本条例を置くことによって、ちょっとそのバランスが変わるというようなところです。まあ、色々とデリケートな問題でもありますし、まあ、今後、見守りながら、「議会基本条例は、多分、議会が作るのではないか。」という報道もあったようですので、まあ、そちらに託すというような形ですね。で、「・政務活動費について」ということで、ここも「どういう活動をしているのかということを知りたい。」というようなことがあったんですけれども、全て「→ホームページで公表している。」というところです。

で、今、議会のところなんですけれども、何かございますでしょうか。よろしいですか。

### ●谷岡委員 はい。

●福井委員 では、次、市長の方にいきます。

ああ、そうですね。で、議会は、ね、テーマには、まあ後から出てきますけれども、テーマにはなっていなかったんですけれども、まあ、それは後でいいですね。

次、じゃあ、第5章の市長等のところにいきます、はい。「(市長の責務) 第13条 市長は、市の代表者として市民の信託に応えるため、市政運営を総合的かつ効率的に行うとともに、その公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。」、「2 市長は、市政運営に関する各年度及び中長期の方針並びに当該方針に基づく政策、財源等について明らかにしなければならない。」、「3 市長は、常に簡素で効率的な組織の運営に努めなければならない。」ということです。まあ、これも全く条文に対しては問題ないということで、意見の方で「・第3項の「簡素で効率的な組織の運営」について、附属機関や私的諮問機関がたくさんあり、効率的に機能しているとは言えないと思う。」というような意見が出たんですが、これに対しては、附属機関とか諮問機関が、まあ、市民参加の部分でもあるので、これを簡素にというのはちょっと難しいというか、私たちも参加の場がなくなるということもあるので、ちょっとまあ、ここはどうなのかというような、そういう枠組みではないというような話も出ました。

「・「簡素で効率的な組織の運営」の判断は難しいと思う。」と。まあ、その、今の言ったようなことですね。で、「・組織の統廃合を行っている部署があったと思うがどこか。」ということで、これは、「→行政監理室で行っている。」。で、あの、毎年、ちょこちょこ変わって、統廃合は進めているようです。あの、私たち市民にとっては、全然、見えてはこないんですが、結構頻繁にやられているということで、努力しているということが、報告ありました。

続きまして、執行機関の責務ですね。「(執行機関の責務) 第14条 執行機関(市長を除く。)は、その権限に基づき、自らの判断と責任においてその職務を誠実に管理し、及び執行しなければならない。」と。この「執行機関」というのは、右の下の方にあります教育委員会だとか選挙管理委員会だとか、まあ、市長から、こう、権限の及ばないところの委員会のことを言っております。それで質問として「・「自らの判断」とは、どのようなことか。」という質問がありまして、「→地方自治法上、市長の権能が及ばないため、執行機関自らが判断を行うということ。」ですという回答でした。ここも特に問題はなく、進みました。

続きまして「(職員の責務) 第15条 職員は、市民の視点に立って、誠実、公正かつ効率的にその職務を遂行しなければならない。」、「2 職員は、まちづくりの課題に適切に対応する能力の向上に努めなければならない。」ということで、ここもまあ、全くそのとおりで、特に問題なしということです。あとは、委員の中で、ここには書いてないんですけれども、「職員の服務の宣誓規定とかの必要は、要らないのか。」だとかっていう意見も出たんですけれども、地方自治法だとかその上位の法律の方でうたわれているということで、特に必要はないということです、はい。

で、ここで一応、市長等まで終わりましたので、ここまででどうでしょうか。よろしいでしょうか、分からないところは。

- ●谷岡委員 よろしいです。
- ●福井委員 続きまして、じゃあ、第6章の方にいきます。まあ、ここからはちょっと行政の仕事内容の方にちょっと入っていきます。

それでは、第6章 市政運営の原則「(説明責任) 第16条 市は、市民に対し、市政 運営に関する内容及び経過を分かりやすく説明する責任を有する。」と。まあ、内容はいい んですけれども、内容はというかこの条文はオッケーなんですけれども、「・「分かりやすく説明する」とのことから、市役所の書類をもっと市民に分かりやすいように作成してほしい。(市役所で使用する言葉が難しいため)」。そうですね、独特な言葉使いがあるので、ああいうのをやめてほしいということですよね。

で、「・市が議会で説明していることとは、別の説明責任か。」ということで、ここはちょっと確認なんですけれども、「→「市民」の中に議会は含まれていないので、議会ではなく、2条で定義している「市民」に対しての説明責任となる。」と。要は「市」の中に「議会」も入っているということなんですよね、はい。ということの確認をしました。「議会も市民に対して分かりやすく説明する責任がある。」ということを確認したということですね。

「・この「説明責任」とは、市民から請求があったときの説明責任ということか。」と、これは「→請求の「ある」、「なし」に関わらず、分かりやすく説明する責任があるという規定。」ということです。まあ、そこの確認を行いました。ここも、そんなに問題はないとは思います。

続きまして「(総合計画) 第17条 市長は、市政を総合的かつ計画的に運営するため、 基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本的な計画及び実施に関する計画を 定めるものとする。」、「2 市長等は、総合計画(前項に規定する基本構想、基本的な計画 及び実施に関する計画をいう。以下同じ。) 以外の計画の策定及び実施に当たっては、総合 計画との整合性を確保するよう努めるものとする。」。これも当然ですね。「3 市長等は、 総合計画その他の計画の策定に当たっては行政評価の評価基準となることを考慮するとと もに、その実施に当たっては進行状況を適切に把握し、定期的に当該計画の内容について 検討するものとする。」ということです。これで、ちょっと委員の中から「・第3項の「検 討する」というのは、検討するだけでよいのか。」というような質問がありまして、あの、 ここに参考として書いているんですけれども、基本構想というのは10年スパンで定めら れています。それで基本計画というのは5年ごとですかね、作られています。で、実施計 画というのは3年ごとに計画されております。要は、長期、中期、短期という形なんだと 思うんですが、3年ごとに計画しているということは、実際、3年ごとに見直していると いうことにつながります。「1年やって駄目だった。」とかってね、なかなか結果が出ない ことが多いものですから。ということは、この「検討する」というのは、もう、見直しを 前提に検討しているということになるということを説明していただきました。

続きまして「・総合計画の重要性を市民に周知していく必要があるのではないか。」だとか、「・総合計画は、グラフや数値が入っていて比較的、全体が分かりやすい冊子になっているが、公表されていることがあまり知られていないと思う。」というようなことが、ここで意見出たんですが、まあ、これは情報共有だとか、まあ、そちらの方の問題も入ってくることなので、計画すること自体がどうのというのとはちょっと違うので、そちらの方でこういう意見も取り込んでいければと思います。

続きまして、18条の方ですね、「健全な財政運営」ということで、まあ、これも極々、当たり前のことが書いております。「第18条 市長は、すべての会計を通じた財政運営の状況を分析するとともに、財政運営に関する計画を定めることにより、財政の健全な運営に努めなければならない。」、「2 市長は、予算の編成に当たっては、総合計画との整合性を確保するとともに、行政評価の結果を反映させるよう努めなければならない。」、「3 市長は、予算及び決算の内容並びに財政運営の状況を市民に分かりやすく公表しなければならない。」、「4 市長は、必要に応じて専門家による財政診断又は外部監査契約(地方自治法第252条の27第1項に規定する外部監査契約をいう。)による監査を行うものとする。」ということで、あの、ここでですね、まあ、この前にも実はあったんですけれども「・努力規定と義務規定の使い分けはどのようにしているのか。」というところで、あの、皆さ

ん、この条文、いままでずっとあるんですけれども、「努めるものとする。」とか「努めな ければならない。」とか「しなければならない。」というような、まあ、本当に、語尾のと ころの使い分けがされているんですが、要は「努めるものとする。」というのが努力規定、 で「しなければならない。」というのが義務規定になります、はい。それで、「努めなけれ ばならない。」というのが、あの、「ちょっと義務規定にしたいのだけれども、できない。」 というような、まあ、その中間くらいの意味合いがあってこれは使っているということな んが、まあ、使い分けはどのようにしているかということで、事務局からは「→義務を果 たしているかどうかの判断が難しいものは、努力規定としていると考えられる。」というこ とで説明がありました。が、まあ、これ、実際に条例を作るときには、まあ、条文上その、 「条例違反じゃないか。」だとか、そういうことにつながるものですから、どうしても、あ の、結果がはっきりできないものは努力規定とするしかなくて、そうしました。が、これ、 使い分けがあっても、結局はどれも重く、あの、どれも、こう市民からの信託としては変 わらない重さを持っているんだよということを、で、ちょっと確認はしました。そうです ね、特に市民からの信託という重さはこの言葉の使い方によってはそんなに変わったりな どはしていない。ということで、この三つの使い方をちゃんと説明した方がいいのではな いかという、まあ、意見も実際に出ました、はい、ですね。でも、なかなか、これ、気が 付かないところで、あの、まあ、市の職員だとかは多分、そこら辺を重く受け止めてやっ ているとは思うんですが、結構、僕もこれ「どうしてこうやって三つに分けていたのか。」 というのは、もう、何年も経って、8年くらい経って、結構、忘れていたので、何らかの 形でここをね、「どうしてだったろう。」という次の4年後にならないように、何か形には 残しておいた方がいいと思うので、この市民自治推進会議に来た方は、是非、ここはちゃ んと覚えておいていただきたいかなとは思っております。

で、4番目の、あの、外部監査のことで「第4項の「外部監査」は、都道府県、政令指定都市及び中核市に実施が義務付けられている。」ということなんですが、まあ、苫小牧においてはそうではないので、実際はやってないのですけれども、まあ、検討はしているということです。

続きまして「出資法人等」ですね。「第19条 市長等は、市が出資し、若しくはその運営のための補助をし、又は職員を派遣している法人その他の団体(以下「出資法人等」という。)に関し、市からの出資、補助及び職員の派遣の状況等を定期的に公表するものとする。」、「2 市長等は、出資法人等に対する出資、補助及び職員の派遣の目的、効果及び必要性について定期的に調査及び検討を行い、その結果を公表するものとする。」と。これは、ホームページに、そうですね、ホームページと議会の委員会で公表しているということです。まあ、問題なし、運用も問題なしということで「1」番になっております。

続きまして、まあ、「政策法務」ですね。まあ、要するに色々なことをやるにしても法に順じなければならないので、そこをきちんとやってくださいというようなことが書いてあります。ここも特に問題なしということです。

で、「(職員の任用及び育成)第21条 市は、まちづくりの課題に適切に対応できる職員を公正かつ適正な手続により任用するものとする。」と、まあ、これ、任用のときですね。「2 市は、適材適所の職員配置を行うとともに職員研修の充実に努めることにより、職員の政策形成能力、法務能力その他のまちづくりに必要な能力の向上を図るものとする。」ということです。で、あの、意見として「・職員の任用について、プロフェッショナルを育ててほしい。」、「・様々な課題に対応できる職員を育てるための研修をしてほしい。」、「・職員の異動により、窓口サービスが低下してしまう。本来は誰が対応してもきちんと回答してくれることが望ましい。」という意見が出たので、まあ、運用はどうなのかなというようなところです。ただ、これも人事案件ですし、なかなか、こう、評価が難しいところで

すので、まあ、一般的なこの論点が出てきたというような感じだと思います。

次、「(行政手続)第22条 市長等は、条例等に基づく処分、行政指導及び届出に関する手続並びに規則等を定める手続に関して共通する事項を定めることにより、行政手続における公正の確保と透明性の向上を図らなければならない。」、「2 前項に規定する手続に関して共通する事項は、別に条例で定める。」ということで、これも問題ないということになります。これももう条例、先ほどの情報公開条例とかっていうように、先にできているようなものもあるんですけれども、ここのまちづくり基本条例には、やっぱり、あの、一応、載せておくということで、載せてる部分ですね。

続きまして、「(行政評価) 第23条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るた め、市の政策等について適切な評価基準に基づく行政評価を実施し、その結果を政策等に 反映させるよう努めるとともに、行政評価に関する情報を分かりやすく市民に公表するも のとする。」、「2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努め るものとする。」となっております。これ、「・現在、外部評価の制度作りは行っているの か。また、行政評価の条例化について検討をしているのか。」という質問が出まして、「→ 外部評価は行っておらず、検討課題となっている。」。まあ、検討課題となっているという ことですから、一応、行政としては手は付けてますよというようなことですね。で、「行政 評価の条例化についての計画はない。」ということです。それと「・行政評価の結果につい て、パブリックコメントのように市民の意見を求めたりしているのか。」という質問があり ましたが、まあ、これは、「行政評価は随時出ているので、随時、意見が言える。」という というような回答がありました、ですね。なので今のところはなかなか外部監査、外部評 価だとかいうことは、本当に難しい。実際、自分たちが考えてもなかなか難しいところで すね、その、内部にいないものですから、ええ。なので、こういう風に、随時、担当課に 意見を言うことができるというのが、ある意味、外部評価にもつながるということですの で、こういうところも、まあ、皆さんが頑張るべきところなのかなという感覚を受けてお りました。

続きまして、次のページですね。「(個人情報の保護) 第24条 市は、市民の個人情報の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の収集、利用その他の取扱いを適正に行うものとする。」と、はい。これもあの、まあ、先ほど言いましたけれども、個人情報保護条例だとかにつながる部分です。これも特に問題ないということで進みました。

次、「(意見、要望等への対応)第25条 市は、市政運営に関する市民からの意見、提案、要望、苦情等に対し、速やかに調査、検討その他の必要な措置を講じ、誠実に対応しなければならない。」と。まあ、意見として「・部署や担当者によって差はあるものの、意見、要望等への対応については、以前よりよくなってきていると思う。(対応が早くなったなど)」というような、まあ、解釈があるという意見が出ました、はい。

で、次、「(危機管理) 第26条 市長等は、災害等の緊急時に備え、市民の生命、身体及び財産の安全性の確保及び向上並びに総合的かつ機能的な危機管理の体制の整備に努めなければならない。」、「2 市長等は、危機管理の体制を強化するため、市民の危機管理に対する意識を醸成し、並びに市民、関係団体等との連携及び協力を図るよう努めるものとする。」ということですね。ここは、あの、意見、たくさん出まして、「・防災について、市民や関係団体等とうまく連携が取れているのか、疑問を感じることがある。」とか、「・第2項の「市民の危機管理に対する意識を醸成し」について、何か行われていることはあるのか。」、「・町内会で防災組織を作ることになっていたと思う。」がどんな感じで進んでいるのかだとか、「・ここで言う「危機管理」とは、台風、暴風等の災害が主になるのか。」という質問で、まあ、これに対しては「→主に自然災害からの危機管理を想定している。」

ということですね。「・危機管理の体制は遅れていると思う。(米国と比べると)」ということですが、でも、あの、この町内会での自主防災組織だとかってというのは、実は、苫小牧は他市からはかなり進んでいるということでした。

「・地域の人たちが、自分たちで判断して危機管理を行う体制が必要だと思う。(苫小牧は東西に長く、地域の特徴があるため)」と。まあ、全くそのとおりです。「・第2項の「関係団体等」の中には町内会も含まれているのか。」、「→町内会も含むものと考えている。」ということで、これ、町内会、結構、ポイントが高いというような話もありました。「・危機管理については、市民の関心が高いので、色々と考えていく必要があると思う。」、「・PTA等、小さい単位では防犯の取組が行われているが、取組をもっと発展させていけば、さらによくなっていくと思う。」とか、「・勤務時間外の職員の危機管理体制はどのようになっているのか。」、これは、職員の方は何かちゃんと決まりがあるみたいで、「→地域指定職員に指定された職員が、担当する避難所に参集することになっている。」とか、まあ、まだまだ細かい規定はあるようです。災対本部に集まるとか、色んなことがあるようです。で、「・他市では、子供も含めて危機管理を考える取組を行って効果をあげている例もある。」ということで、まあ、色々とこの危機管理に対するアイデア的なことがここに出てきました。まあ、あの、先ほども出てきた協働を進める上で、何かいいテーマになるというような感触を、ここで委員みんなが受けたところでございます。

次、第27条ですね。「他の市町村等との連携協力」ということで、「市は、共通する課題の解決を図るため、他の市町村と相互に連携を図りながら協力するものとする。」、「2市は、政策を実施するため必要があるときは、国及び北海道との役割分担を踏まえ、国及び北海道に対して適切な措置を講じるよう提案するとともに、相互に連携を図りながら協力するものとする。」と。まあ、条文的には全く問題ないと思います。で、ここの「・「(他の市町村等との連携協力)」の「等」とは何を指しているのか。」というところで、これは、もう、「→国、北海道を指している。」ということです。まあ、2項の方に「国及び北海道」とありますので、それ以外はないということですね、はい。

一応、ここまでが、まあ、行政の運営に関するところというか市長の、市長、行政の運営に関する、市政に関するところのものを、今、一連でザッとやってきましたが、何かござますか。

- ●川島委員 ちょっとだけいいですか、あの、ほんのちょっと文言のところでね、ちょっと気になっているのが、24条のね、ところなんですけど、あの、1段目から2段目にいくところ。あの、「市が保有する個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに」。「市が」保障するんですか、これ。ちょっとこの辺が、何かこれ、専門的な言葉なのかあれなんだけれども、ちょっとすんなりこないんだけれども。
- ●福井委員 これは、「市は」ですよね。
- ●川島委員 (市は)権利を保障するんですか。
- ○事務局(中村市民自治推進課長補佐) そうですね、あの、「市は、別の条例で、市が持っている情報を請求する権利を保障する。」ということになります。

市は別に、あの、まあ、具体的に言うと個人情報保護条例で定めるところにより、市が持っている情報を市民が請求することができる権利を、その別条例で、別に条例を作ることによって保障をするということになります。

- ●福井委員 何か、たくさんあって、いろんなことが詰まっているんですよね、これね。
- ●川島委員 だから、あの、ええと、ごめん、「市が保有する個人情報の開示等を請求する権利」。あの、だから例えば、あの、「「税金、払ってますか。」というような形で、その人の所得を市が調べる、市が勝手に調べることができますよ。」というのが、ここですよね。その権利ですよね、「市が保有する個人情報の開示等を請求する権利」というのは。そういうことですよね。で、そういう権利を保障するということですか。
- ○事務局(中村市民自治推進課長補佐) 市が、その、市が持っている情報というのは、その、大前提として、まあ、いろんな、あの、全然、自分に関さない第三者の情報とか色々な情報を持っているので、あの、まあ、その、市の持っている情報はその、市民から付託されて扱っている情報なんですけれども、個人情報の関係で言うと、「じゃあ、あの、全く関係のない第三者から、個人のプライバシに当たるようなものを聞くことができるのか。」というと、そういうからくりにはなっていなくて、それは、あの、別に条例で定めるところにより、あの、まあ、そういったものについては、あの、第三者のものについて(個人情報を)取りにいくということはできないのだけれども。情報公開とはちょっと別に考えてください。個人情報の関係については、その、あの、ちょっと、何でしょうかね。

あの、個人情報の考え方というのは、自分の持っている情報を、その、開示の請求をしたときに、それはしっかり開示してくれますよという考え方が基本になります。で、あの、情報公開の考え方というのは、ちょっと、また、別の考え方になるので、24条で言っているのはその、個人情報、自分の持っている情報の開示を請求したときに、「それは、しっかり開示されますよ。」ということを前提で書かれている条例、条文ということになります。

- ●川島委員 いや、「「市民が」請求をしたときのものを保障する。」ということですか。
- ●青山委員 そうですよね。
- ○事務局(中村市民自治推進課長補佐) そうですね。あの、市が持っている情報を、市民が請求をしたときに、それを開示する権利を保障するという考えになります。ただ、その、あの、保障、開示される情報というのは、当然、自分に関する情報ということになりますのでね。第三者、あの、全く関係のない情報まで開示されるというようなことには24条ではなっていないということです。
- ●川島委員 うん。あの、話として聞く分には良く分かるんだけれど、こう、字づらだけを読んでいくと、何かちょっと、何となくピンとこないような感じがしたものですから。 まあ、こういうものだというようなのなら、しようがないかなという感じですが。
- ○事務局(中村市民自治推進課長補佐) 簡単に言うと、「市は、個人情報保護条例により個人情報の請求権を保障するとともに、個人情報は適切に扱います。」というような内容になります。個人情報保護条例により、市が持っている個人情報は、あの、市民からの請求があれば、それは、あの、開示の請求があれば、それは開示するというようなものは、条例で定めてしっかり保障していますよということです。
- 高野会長 付け加えるとすれば、おそらく付け加えるとすれば、市が保有する個人情報 のその部分に、多分、「市民自らの」というような文言を入れたりすれば、まあ、もうちょ

っと多分、分かりやすいんだろうなとは思うんですよね。「市が保有する「市民自らの」個人情報の開示等を請求する権利を保障するとともに」とかっていうふうに書けば、多分、分かりやすいんだろうなとは思うんですよね。その文言が、多分、これはどこを指しているのか、「市」を指しているのか、「市民」を指しているのかというのが、多分、これだと分からなかったので、多分、川島委員はその旨の質問を多分されたのかなという、今、ちょっと話をずっと聞いていてちょっと思ったんですよね。

- ●川島委員 はい、ありがとうございました。
- ●福井委員 いいですか。何か、あまり、そうか。
- ●川島委員 いや、こういう専門的な言葉だから、どうかかるのかなというのが、あまり 慣れていないもので、すみません。
- ●福井委員 まあ、ずらっといくと、確かに勘違いするかもしれませんよね。
- ●高野会長 これはちょっと、これは事務局にちょっと確認してもらわなければならないのかもしれないですよね。まあ、法制担当との兼ね合いも多分、出てくると思うので、どうしてこういう言葉、言い回しになっているのかというのは、多分、確認は取る必要はあるのかもしれないですよね。これで意味としては通じるんだろうなとは思うんですけれども、まあ、その言い回し方というのはまあ、結構、重要な話で、そこの部分については、ちょっと私たち、専門的な領域ではなくなりますから、条文を作るプロが判断して、多分、こういう文言にしているという話だと思うんで、そこはちょっと確認はしてもらえれば、非常にありがたいなと思います。

## ●福井委員 そうですよね。

まあ、内容的にはいいですね。個人情報をちゃんと守ってくれているけれども、まあ、個人、「自分の分に関しては自分で確認する権利は、ちゃんと保障してくれていますよ。」と。あと、「取扱いは、きっちりやりますよ。」というようなことが書かれているということですよね、はい。

何かありますか。よろしいですか、いいですか、はい。

では、次に。それでは第7章「(条例の位置付け) 第28条 市は、条例等の制定及び改廃、法令等の解釈及び運用その他市政運営に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重して行わなければならない。」。まあ、最高法規ということですね、憲法といわれている位置付けです。「2 市は、この条例の趣旨に基づき、各分野における基本条例等を制定し、及びこれらの条例と他の条例等とを体系的に整備するよう努めなければならない。」ということです。まあ、これも問題ないです。一応、市の憲法という位置付けをここで確認しているということになります。

次、「(条例の見直し) 第29条 市は、この条例の施行の日から起算して4年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」ということで、これも特に問題はなく、まあ、「4年を超えない」というのは、その、市長の任期だとか、議員さんの任期で、その任期中に一度も触れないということがないようにということで、このようになっております。

はい、次、第8章、最後ですね。「苫小牧市民自治推進会議」、この会議のことですね。「第30条 市長の附属機関として、苫小牧市民自治推進会議(以下「推進会議」という。)

を置く。」、「2 推進会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用の状況及び市民自治によ るまちづくりに関する基本的事項について調査審議するほか、市民自治によるまちづくり の推進に関し市長に意見を述べることができる。」、「3 推進会議は、委員10人以内をも って組織する。」、「4 委員は、市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。」、「5 委 員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」、「6 前 各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。」 ということです。まあ、結構、細かくはここは書かれていて、どこにも書くところがない から、ここで書くしかないからここに書く。他のやつよりはかなり手続的なことが書かれ ているんですが、そのように御理解ください。意見で「・推進会議の委員に学生等、若者 が入るといいと思う。」というような意見がありまして、今は「→公募委員の選任では、1 8歳以上の者でも高校生を除いている。」というような回答でした。「・複数の附属機関等 の委員になることは可能か。」。まあ、これも「→苫小牧市附属機関等の委員の選任に関す る要綱では、原則として4機関までとなっている。」。はい、まあ、審議会等ですね、原則 として四つまでだそうです、はい。「・各審議会の代表者が集まるような会議があってもい いと思う。(他審議会との連携)」ですね。まあ、ここら辺は、みんな、いろいろと出てき た中で、まとめてもらっているんですけれども、要は何かこう「色々な審議会との情報の やり取りがこの会議では必要なんではないか。」というような意見が主だったのかなと思い ます。まあ、連携は役割が違うのでかなり難しいですが、でも、その情報をやり取りする ということはやっぱり必要なのかなというような気はしますよね。まあ、それは、その時 のね、その会議の運営の仕方で、いくらでも、どうにでもなる、あの、調査をすることが できる会議でもあるので、まあ、何とかなるのかなとは思っております。

で、「・公募委員は何人まで入れるのか。」ということで、今は「→苫小牧市民自治推進会議規則で公募委員は「3人以内」となっている。」ということです。まあ、ここも特に問題はないということで、終わりました。

はい。以上、まあ、ここの第7章、第8章について、何かございますでしょうか。

- ●川島委員 ええと、ちょっと細かいところですみません。あの、こちらのね、あの、右側のところの、まあ、本文じゃないんですけれども、苫小牧市附属機関等という場合の「等」というのは、これは何を含むんですか、ちょっと教えてもらいたい。「等」の意味の「等」というのは、何を含むのか。
- ○事務局(中村市民自治推進課長補佐) 附属機関等の「等」でしょうか。
- ●川島委員 そう。
- ○事務局(中村市民自治推進課長補佐) 附属機関というのは、あの、基本的には条例設置が義務付けられていますので、条例上に規定があります。ただ、あの、審議する、審議とか、まあ、いろいろな議論をする、その、検討しているような会議の中には私的諮問機関と呼ばれているものがあって、それはあの、条例設置ではなくて要綱のようなものでですね、あの、定めているんですね。で、それを、まあ、附属機関及び私的諮問機関ということで、まあ、あの、それを附属機関等というような言葉で示しているということになります。
- ●川島委員 ああ、なるほど。あっ、じゃあ、要するに「附属機関というのは条例により 裏付けられている組織ですよ。」と。で、「ここで言っている「等」というのは、そうじゃ

ない、飽くまでまだそこに至っていない途中のものなんですよ。」っていう、そういう理解 なんですね。

- ○事務局(中村市民自治推進課長補佐) そうですね、要綱により設置とか、まあ、そういった部分になります。
- ●川島委員 ありがとうございました。
- ●水口委員 はい。あの、今、川島委員が言った、その後ろの部分なんですけれど、「原則として4機関まで」となっているということなんですけれど、「原則」というのは悩ましい言葉なんですけれども。それは何かで把握しているんですかね、まあ、審議会、色々ありますけれども、多分、していないなんじゃないかなという。

○事務局(中村市民自治推進課長補佐)それはですね、基本的にですね、審議会の委員さんというのは、あの、市の組織の中での委員さんということになりますので、選任等に当たってはですね、行政監理室が何らかの形で関与をしているということになります。それで、この審議会、苫小牧市附属機関等の委員に関する要綱というのは、その、行政監理室というところで全庁的に発信している要綱になるんですけれども、その中の、その、内部基準ということでですね、あの、基本的には4機関までと。その趣旨というのは、その、色々な、その、幅広い人材の中から選任することが本市にとって好ましい状態ではないかという趣旨のもとに、そのような運用をしているということでございます。

- ●水口委員 何らかの形で、必ず把握しているという。しているのかな。
- ○事務局(中村市民自治推進課長補佐) それは、必ずしているということです。
- ●髙野会長 「原則」ですから、「原則」。
- ●福井委員 あと、ここの枠からちょっと離れた、似たような組織とかっていうものもあるので、はい。

他、ないですかね。

それでは、あの、次のもう1枚の方ですね。あの、市民自治のまちづくりを推進するためのアイデア。まあ、あの、一番最初にお話ししたとおり、条文に関しては、まあ、市長に答申するときには、条文に関しては変更する必要なしということなんですが、運用に関しては、ちょっと考えてもらいたいところがたくさんあるという中で、この委員、推進会議の中からこう、色々なアイデアを出して、それも盛り込んでいくべきではないのかということになりまして、で、これ、大きく三つあるんですけれども、「まちづくりに関する情報提供」と「市民参加の周知」と「協働のまちづくりについて」。まあ、意見が出やすいというところもあって、あの、この三つを一応テーマとはしましたが、まあ、ここに、ね、これだけではなく、他のところでも何か言いたいことがあれば、それは盛り込んでいくということですが、実際は、ここの三つのテーマについて、皆さんからあの、まあ、次回までも構わないので、「こういうことをすれば、推進できるよ。」というような意見を、是非、募りたいというふうに思っております。あの、太字で書いている部分がテーマで、この細字で書いているのが、そのときに、あの、私たち4人で出たアイデアとかなんで、これを見てちょっと参考にしてもらって、皆さんが各々いる組織の中で、まあ、普段、考え

ていることだとかも、多分、あおりたと思いますんで、そういうようなことを話していただければなというふうに思います。そうですね、まあ、色んな角度から、先ほど、あの、まあ、一番上に「まちづくりに関する情報提供」で、「市からの情報が足りない。」だとか「分かりづらい。」だとか、なんだか「そこにアクセスできない。」だとか、見れない理由だとかを並べるだけではなく、「逆にあの、見せる方法を考える。」だとかですね、そういうこともやっぱり、今後、必要だと思いますし、皆さん市民という立場でその、市民が少しでもこう、まちづくりにこう、興味を持ってもらうような方法などを、まあ、アイデアを出していって、「それをどうすればできるようになるのか。」だとかっていうことを、まあ、今後、考えていくのがいいのかなということですね。

本当に、細かい、ね、何か「コミセンにこんなものを置いた方がいい。」だとか、「図書館とか病院だとか人の多く集まる所で、まあ、情報を提供するスペースがあってもいい。」だとか、まあ、「人が時間を、待ち時間だとかで持て余しているところで何か説明するのがあった方がいい。」だとか。まあ、いろいろと思い付くところがあったらどんどん出していって、それを市長に提案していきたいというふうに思いますので、ここはいいですよね。

まあ、私たちで話し合ったのがここに書いてあるとおりですので、まあ、読んでいただければ、何も特別(なものではなくて)、まあ、皆さんが思い付くようなものが書いてありますので、はい、いいのかなとは思います。

以上、検討部会での協議内容で、この一番下の「逗子市の地域自治の仕組みについて(資料あり)」と一番最後に書いてありますけれども、こちらは会議の中で会長、高野会長から「ちょっと、あの、面白い取組があるので、市民自治を推進するための考えとしてはいいんじゃないか。」ということで、こちらの方は、高野会長から説明していただきたいと思います。

●髙野会長 はい。お手元にですね、カラーコピーの「ずしの新しい地域自治の仕組みがまとまりました」というのとですね、今日、ちょっと私が急いでちょっと作った雑なレジュメと2枚、多分、配られていると思うんですけれども、それをちょっと踏まえて説明させていただきます。

で、「地域自治組織」とか「地域自治システム」とかっていうふうに、まあ、この新しい地域自治の仕組みをまとめた話をするんですけれども、「そもそも、地域自治組織とか地域自治システムって何なんだ。」っていう話ですよね。で、これについてはですね、まあ、簡単に言うと、地域ですね。想定されているのは学校区とか、まあ、あとは場所によっては、あの、市町村合併とかをして「地域自治区」という地方自治法上で「そういうふうに置いてもいいですよ。」というところですね。あの、北海道でいうと石狩市とか八雲町とか、そういうところが地域自治区。あとは、伊達市ですね、伊達市大滝区とかっていうふうにいわれるのは、それは地域自治区といわれるものです。まあ、そういう地域ですね、地域を含めた話になるんですけれども、地域全体でですね、意見を出し合ったり、まあ、連携、協力したりして、地域にある様々な課題を地域の中で解決して、で、地域の実情に合わせたまちづくりができるようなシステムをこう、作りましょうというのが、地域自治システム、地域自治組織と言われるものです。

で、これは飽くまでですね、地域が主体となってやるものなので、ここでレジュメにも書いたんですけれど、市から押し付けられて「これ、やらなきゃ駄目だよ。」とか「これをやってくれ。」といって言われてやるというわけではなくて、飽くまで自主的な組織、自分たちがやりたいことを実現するための組織であると。ただ、それにはやっぱり人も大切ですけれども、一番大切なのはお金がないとできないので、まあ、お金に関しては市がある程度出しましょうと、年間何百万円とかっていうお金を包括的な補助金という形になるん

でしょうけれども、お金を出して自分たちで色々やってもらいましょうという制度を、まあ、制度化したものが地域自治組織であって地域自治のシステムという形になります。

で、地域自治の、その歴史というのは、まあ、とてもまだ浅いもので、まあ、どういったものが過去にあるのか、これまでにあるのかという話なんですけれども、私、飽くまでもここに自分で勝手に付けた名前なんですけれども、まあ、第1世代、一番最初の地域の自治システムというのはですね、先ほど言ったとおり「地域自治区」ですね。市町村合併の推進のために作ったものです。で、この推進のために作ったというのは合併することによって役場が、今までは役場があったところに役場がなくなって、まあ、大きなところのまちに移ってしまうわけですから、まあ、そういうところでいろいろと支障が、まあ、行政活動ですよね、主に行政活動に支障が出てくるということで、まあ、国が合併を目的とするために、まあ、そういうシステム、「地域自治区みたいなものを作ってやったらいいんじゃないんですか。」というのが第1世代、一番最初の地域自治システム、地域自治組織だと思います。

ただ、これは飽くまで「自分たちが何かやりたいから、その組織を作る。」というわけではなくて、まあ、言い方、悪いですけれど、お上がやった方がいいんじゃないって言って作られたものです。

で、じゃあ、その次の「第2世代というのは、じゃあ、何なのか。」というと、第2世代は市町村合併をしなかった自治体ですよね。合併しなかった自治体というのは、自分たちで色々やらなきゃならないという部分になりますから、自立、自主運営が大前提となる場合に、まあ、市民参加とか市民自治というのは、まあ、やっぱり、絶対、やらなきゃならないだろうと、で、こうした自治体は、まあ、自治基本条例とか市民参加条例とか、そういうものをまあ制定して、市民が主役のまちづくりをまあ、進めていこうということで、まあ、実際のところはニセコ町であるとか、そういう自治体がそういう条例を作って、自分たちは自分たちのまちをやっていこうという考えになりました。

で、そういった自治基本条例等を作った自治体の中でも、やはり、まあ、「地域住民が集まって、何かまちづくりを話し合えるような、その、制度作りがあってもいいんじゃないか。」ということで、伊賀市の自治基本条例である中には、地域協議会といって地域の課題を、みんなで話し合うっていうような集まりを設ける自治体が現れて、まあ、これらがまあ、二つの、第2世代の地域自治の組織の流れなんじゃないかなというふうに思います。

で、第3世代の地域自治の組織というのは、じゃあ、何なのかという話なんですけれども、まあ、市町村合併をしてもしなかったとしても、まあ、結局、自治体に圧し掛かった問題というのは、まあ、自主財源の確保と、あと、人口減少とか、まあ、高齢化問題による社会福祉をどう機能させるかというのが、これはどこの自治体でも結局一緒だということに自治体が皆、気付き始めました。で、自治体の多くはですね、職員を、まあ、苫小牧市も含めてですけれども、削減したり、NPOに業務を委託したり、指定管理者制度を設けたりして、新しい公共サービスというのを提供しようということで、まあ、そういった中に地域のこういう組織を作ってもらって、そういうところに福祉的なサービスを、まあ、委託する、お願いしてやってもらうというような形の組織っていうのも、実際、出てきました。

で、第3世代の中には、この第1世代の地域自治区といったところがまあ、そういう組織というか、あの、転換したというところも中にはあって、新潟県上越市のようにあるというのも調べてみると書いていましたんで、こういうのは第3世代、新しい形の、まあ、行政からきちんと仕事をもらって、自分たちでいろいろ進めていこうという形のシステムという形が第3世代なのかなとは思うんですよね。

で、まあ、そうした中で、第1も、第2も、第3もまあ全てやった自治体も多分、おそ

らくあるとは思いますし、どれか一つというところもあるとは思うんですけれども、そうした中で、2011年3月11日ですね、に発生した東日本大震災というのが、まあ、これは多くの自治体、全国の多くの自治体にとって、まあ、防災を含めて様々な課題が浮上しました。で、実際、被災地の自治体ではですね、まあ、役場が、役所がなくなってしまうという、役所が機能しないという問題と、役所が機能したとしても、先ほど説明したとおり、職員の数はもう圧倒的に削減されてますので、まあ、マンパワーが足りないと、単純に。人がいませんと。で、やりたいことがすぐできないという状況、そういった状況が起こったということもあって、まあ、機能がうまく、役所として、本来、行政サービスとして提供しなければならないような状況、避難している方、被災者の方に情報提供しなければならないといったことが全然できなかったと。

ただ、そういう中で、地域には必ず、町内会であったり自治会であったり、まあ、今、老人クラブとかそういった、まあ、団体、あと消防団ですよね、地方に行くと結構多いとは思いますけれども、そういった地縁組織というのが、まあ、高齢者の命を救ったりであるとか、そういう役所の代わりの手続をいろいろとしていたということで、まあ、あの震災をきっかけに「あっ、自治体側に頼ることができないときには、やっぱり、まあ、地域の人たちの組織があって、そこをまあ、ベースに、こう、色々と役所と連携していくっていう必要性があるのじゃないかな。」というのが、これは多くの自治体の方も市民の方皆さんも気付いたという状況です。

そういった中で、まあ、色々な自治体によって、地域の組織、地域自治の組織作りがスタートしていっているということで、まあ、今回、事務局には、一番分かりやすかったのが、この逗子市の仕組みをまとめたパンフレットだったと。で、実際にはもっとすごい難しいものも資料上は逗子のところには載っていたりしたんですけれども、これが一番分かりやすかったので、これをちょっとコピーして皆さんに配りたいというふうに伝えて、配りました。

ということで、苫小牧市において、「このシステムを、じゃあ、導入しましょう。」とか、「すぐ、検討しましょう。」とか、そういう話ではないのかもしれないんですけれども、地域の課題というのは場所によって様々なのかなと思うんですよね。まあ、実際「海に近いところは津波の心配があるので、早く防災組織が欲しい。」であるとか、まあ、「防災用の物置が欲しい。」とか、「倉庫が欲しい。」とか「物資が欲しい。」とかっていうふうになったりすると思うんですけれども、まあ、じゃあ、そこにあんまり関係ない町内、まあ、学校区、そういったところだと「もっと違うものが欲しい。」と。「うちには子どもがいっぱいいるので、もっと子供が楽しく勉強できるような施設が欲しい。」であるとか、「もっとそういうサロンみたいなものが必要だ。」とかっていうふうに、その自治体の中でも色々、考え方、やらなければならないことというのは様々だと思うので、そういった組織がまあ、もし、自治体内にできれば、まあ、自分たちの住む地域に則したいろんなことができるということで、おいおい検討はしていってもいいのかなというふうにちょっと思ったものですから、まあ、この部会の方で話をして、本体会議の方で、少しお話する時間を設けたというような状況です。

とりあえず、話としてはそういったお話なので、まあ、これについては、まあ、他の協働のまちづくりも含め、いろいろな部分で話が出てくるのだと思いますので、皆さんと一緒に検討できればというふうに考えています。

ということで、部会長の方に返します。

●福井委員 あの、ええと、返されてもあれなんだけれども。ええと、そしたら、まあ、 あの、ここまでが要するに部会で話し合われたことで、まあ、先ほども言ったとおり「条 文に対しては全く手を付ける必要はありませんよ。」と。ただし、皆さんのお手元の資料の 方のあの左側の方に「2」と書いているところですよね。これに関しては、運用がちょっ と足りない部分のところもあるというようなこともあるので、そこで皆さんから。

次回でいいですよね。今日、もう、いきなり意見とかあるんでしたら、多少、受け付けてもいいですけれども。何か、やりますか。

- ●髙野会長 どうでしょうかね、皆さん。委員の皆さんには、今日、まあ、この、かなりカーっと説明して、とりあえず、まあ、これ、飽くまでこれ部会案ということなんで、「これ以外でも、これについても、もっと議論した方がいいのではないか。」というのであれば、もちろんその部分について議論するというのもありだとは思います。
- ●福井委員 飽くまでもこれ、条例は、その、市民自治のまちづくりを作りたいというところがあって、この条文があるんで、まあ、「条例ができたからいいですよ。」ということではなく、じゃあ、それを推進するために、ここに書かれてあることがうまくいっているところもあれば、いっていないところもあったりっていうところで、それを提言したいと。それで、先ほどの三つの項目ですね。あの、情報提供もまだまだ工夫すればもっとよくなるし、市民参加に関しては、残念ながらまだ満足行くほどの市民参加はなされていないと。あと、協働に関しても、まあ、町内会さんとはちょっとやっているでしょうけれども、「そのパートナーがこんなことあるよ。」というのも含めてですね、その案があると、意外と。それで、先ほど危機管理のところのお話もありましたけれども、ああいうアイデアがね、町内会だとか、その学校区を通じて「危機管理でみんなでどういう風に避難するかだとかという会議を設けた方がいいんじゃないか。」とか、そういう具体的なことを出して、あの、この運用の手助けになればいいのかなと考えて。
- ●竹谷委員 じゃあ、市長には、市長に戻すときには、極端な話、この条文のあれとこの アイデアを戻すということでよろしいんですか、そのような考え方で。
- ●福井委員 そのように、はい、考えております。
- ●髙野会長 そうです。具体的なアイデアを提案書ないしは提言書という形で市長に返す と、その形を今は考えています。
- ●川島委員 ちょっといいですか。あの、お話は分かりました。あの、「この条文を見直しながら、より円滑にね、市民自治を進めるためにはどうしたらいいか。」、で、「私たちがそれの例えば提案というのをいくつか挙げていきましょうよ。」と。で、飽くまで途中経過の中での提案、「こういうのが今、考えられました。」。で、これを具体的に提案したものを「こういうふうに進めればいいんだ。」ぐらいまで掘り込んで、探りこんでね、それをまとめていくのをこれから行っていくんですか。飽くまでも、こう、ランダムに「いや、こんなことがあったらいい。」というのをこう。まあ、今日、ちょっと髙野会長、作ってくれてきたような形で整理して「はい、これです。」といった形で出すのか。その、次のゴールはどの辺に置いているのかを、ちょっとこう、教えていただけるとありがたいのですが。
- ●高野会長 具体的なものを提案ですよね、「こういうことをやって、実際にこういう段取りでやったらいいんじゃないんでしょうか。」というところまでもし出せるものがこの会議の中で出るのであれば、それはもちろん、提言書、提案書には載せたいと思います。その

方が、あの、自治体も多分、動きやすいと思うんですよね。具体的に、ただ、何ていうんですかね、「こんなのどうですか」程度だと、多分、なかなかやりにくいんだと思うんで、具体的にこういうやり方で進めてもらえると、効率的にできるんじゃないでしょうかというものが、もし、出せるというのであれば、積極的に出したいなとは思います。

- ●竹谷委員 極端な話、変な言い方ですけれど、メニュー表を作りましたよと、こっちで。 で、そのメニュー表のメニューに対してのレシピをこっちで出していくという考え方でよ ろしいんですか。
- 高野会長 出せるものであれば、出していきたいなとは思います。その方が、絶対、進める上で早いと思うので。
- ●水口委員 ちょっと確認なんですけどね、あの、総合計画の中の、まあ、基本計画は10年スパンで決めていくと。して、5年に1度見直していくということで、今、この5年に1度の見直しということでいいんですかね。

それと、いわゆる実施計画は3年ごとに計画しているということは、これは、評価を確認するというか、そういうような考え方なんでしょうかね、第17条の。

- ●福井委員 10年は基本構想、
- ●高野会長 これですね、総合計画というのはあんまり何か重要そうに書いていないんですけれど、皆さん、大前提としてですね、これ、自治体の基本なんですよね。その、運営の方の基本なんですよ。あの、条例等の基本となるものは、まあ、自治基本条例なんですけれども、実際に、じゃあ、物事を動かす基本となるものは総合計画になるんですよね。なので、結構、これ、重要っぽく書いてないんですけれども、非常に重要なものなんですよね。で、その中で、基本構想は10年に1回、考えていきましょうと。

で、あれ、平成24年度に見直しをしたというのは、あれは基本計画ですよね。で、それは、5年に1回、見直ししているやつ。

- ○事務局(中村市民自治推進課長補佐) 以前はあの、10年だったんですけれども、10年スパンはあまりにも長いということで、それでまあ、5年。あの、前回が初めて、平成24年度に見直しをしたのが初めての見直しだったということで、5年目での見直しということ。
- ●高野会長 ああ、5年目でということですよね。制度をその5年に見直しに変えた初めてのときだったんです。なので、まあ、実際のところは、その、5年といっても、まあ、結構長いんですよね。5年経ったら、結構、まあ、自治体ではいろんなことが起こっているのかなとは思うんですけれども、まあ、その起こっているということを含めると、まあ、5年だとちょっと長いので、じゃあ、実際は、実施の細かい話については3年ごとに考えましょうという趣旨でこういうふうになっているということです。

飽くまで、今、我々がこの検討しているのは、この総合計画の話ではなくて、基本条例のその29条のところですね。その条例の見直しは4年を超えないごとにということになっているので、今、それがちょうど前回、平成22年だったかな、の見直しがあってからちょうど4年が経ったので、今年、見直しをして、市長にその話を返すという流れになっているという状況ですよね。

- ●水口委員 ということは、条文というのは、あまり、まあ、改革はしないで、その運用 というんですか、この左側のこういった詳細なやつをこう、少しずつ考え方をその、ニー ズに合ったように変えていくとか、そういうようなことなんですかね。
- ●高野会長 まあ、実際に、多分、条文をもし変える必要性が出てくるようなことがあると、多分、相当なことだと思うんですよね。あの、いわゆる地方自治法が変わって、地方自治法上で例えば「住民投票制度ができる。」とかっていうふうに書けば、まあ、じゃあ、自治基本条例に住民投票の制度は要らなくなるので、じゃあ、そこは除外しようとかっていう話になったりするかもしれないですけれども、まあ、そういったことが基本的に今のところないという状況であれば、まあ、条文というよりかは、その条文に基づいた運用の仕方は、じゃあ、どうだったのかなと。で、それについての具体的なその、政策提案的なものはした方が良い結果に、多分、市民にとって良い結果になるのではないかということで、まあ、最後の川島委員がおっしゃったように、じゃあ、どこまでやるのかという話につながっていくんであと思うんですが、提案していこうという流れですね。
- ●竹谷委員 極端な話、今、話し合った中で、条例に関しては、今、あの、サッと福井座 長さんの話を聴いてた中で、うちらとしては問題なかったと。まあ、あの、川島先生の個 人情報のところがちょっとひっかかって、一番のひっかかりどころ。いや、私も聞いてい て、一番のひっかかりのところだったんで、それは、あと、うん、それは、事務局の方で、 それは。
- ●髙野会長 まあ、これはちょっと、「事務局に確認して」ということでいいですか。
- ●川島委員 いや、あの、私が言ったのはね、「意味合いは読めますよ。」、「でも、素直に読めない。」という、それだけなんです。
- ●髙野会長 いや、でも、それは結構、重要な話ですからね。
- ●竹谷委員 うんうん、そうそう、重要な話になってくるから、今度。
- ●高野会長 まあ、プロが見て、ちょっとその部分についてはどうなのかなというのは、 見解は伺いたいなと私もそういうふうに思うんで。そこの部分は、事務局への宿題という ことで、ちょっとお願いしたいと思います。
- ●川島委員 じゃあ、ちょっと私から、その他でいいですか。あの、運用をより改善するためということで。まあ、今日はあの、髙野会長の方からこう出てきたまちづくりの情報とか市民参加とかね、あって、この会議の前に、私、お話したと思うんですけれども、例えば「パブリックコメントがありますよ。」と。で、市民の方が関心を持っているんで「いや、私はこういうふうに思うんですよ。」って意見を言った。で、だけれども「これは本筋と関係ないから却下です。」というだけではやはりね、コミュニケーションが続かないと思うんですよね。ですから、例えば何らかのフィードバックという部分でね、「私、こういうのを出したんだけれども。」、「こうです。」というのが、こう、何かつながるようなやりとりという仕組みがね、もし、何かできれば、やはり皆さん関心を持ってね、色々、自分の意見を言って、それがどうだったのかという、そして、また、そういう何かうまいこう、

情報のこう、連携というか何て言うのかな、構築ができれば、よりスムーズに進むんではないかなというふうには、ちょっと感じてはいるんですけどね。

前にあの、新しいシステムで「意見に対してA評価です、B評価です。」とか、そういうことをこれから行うんだというお話は紹介されていたんですけど、そういうのも含めてね。やっぱりこう、より活発な議論が市民の皆さんとできるような体制というのが、これから必要じゃないかなというふうに思うんですね。まあ、事務局にとっては、どこまで答えが返せるかという問題も新たな課題になると思うんですけれどもね。

- ●高野会長 まあ、もちろん、その大前提として考え、まあ、私が考えているのは、「まず、そもそも、何の意見を募集しているのかというのが誰が見てもすぐ分かるような制度作りにしないとなかなか難しいだろう。」と。まあ、「とんちんかんな意見、きてるな。」と役所の人は思っているかもしれないんですけれども、そこにはいろんなヒントがあるかもしれませんので。ただ、そこじゃなくて違うところに出したら、もっといいように使えるような意見が、間違ってそっちに出てしまうということも考えられる、多分、読み違えですよね、その、何を募集しているのかの読み違えによってはそういうのが生じてしまうのは、やはり、自治体にとってもマイナスだと思いますので。
- ●竹谷委員 いや、根本的にあの、募集内容が「何だかに関する、何だかに関する、条例に関する、何だかかんだか、」って、何か難しい言葉書いてて、「何を言っていいのか分からない。」というのがまず根本的な問題だと思うんです、極端な話。

だから、そこから変えていかないと、あの、「パブリックコメント募集しました。」なんら以前の問題で、だと思うんですよね。

- ●髙野会長 そうなんですよね、情報の提供の仕方なんですよね、一番の問題は。
- ●竹谷委員 そうそう、そうなんですよね、うん。
- ●高野会長 まあ、だから、どれだけ、いわゆるへりくだった言い方、書き方、まあ、口語体にしてみるとか。あとは、ふりがなをある程度振ってみるとか。そういうまあ、部分の視点というのは、今の状態だと欠如しているだろうとしか言いようがないので、そこの部分を、じゃあ、どうやったらそれを市民にうまく伝えられるのかというのは、我々が提案できるのか、それとも、まあ、提案、ちょっとできないけれども「ある程度、こんな感じでどうだ。」というくらいまではいけるのかは分かりませんけれども、まあ、そこの声が出ているというのは積極的に市長に伝えなければならないのかなと私は思います。
- ●福井委員 今、あの、パブリックコメントで、あの、「こんな意見を募集してます。」だとかっていう文章に関しては、その、各文書を出している課が責任を持って作っているっていう感じですよね。それに対して、どこかが「これじゃ分からないじゃないか。」だとか、「これじゃ、何書いているか分からないよな。」とかっていう、そういうフィルター役になっているとこっていうのはないんですもんね、うん。ということなんですよ。なので、「そういうのを作った方がいいんじゃないか」。だとか、ね、出す前に「これで分かるのか、どうなのかというのは、どこかの審議会にかけた方がいいのではないか。」だとか、そういう、
- 高野会長 以前より、まあ、まともになったというのは、その、いわゆる、フォームが、 そのホームページが変わって、フォームは全て統一になったんです。その、意見募集の、

その。そこはまあ、そこだけみると「ああ、見やすくなったな。」とは思うんですけれども、 そのリンクが貼ってあって、実際、その、素案だとかそういうものがPDFファイルになって見ますよね。そこの部分の話は、結局、担当課が全部自分たちで作ってしまっているんで、そこの良し悪しっていうのが多分、出てくるんだと思うんですよね。

なんで、そこをまあ、いわゆる第三者的な視点で「いや、これだったらちょっと。」っていうシステムを作るよう提案するべきなのか、それとも、まあ、どこかのその審議会が、もしかしたらここに飛んで、流れ着いてくるのかもしれませんけれども、そこが見て「これじゃ、駄目だから、はい、やり直し。」って言って返すか、その辺はちょっとどうなるのか分かりませんが、そこは言わなきゃ多分、改善されないと思うので、言い続けるっていうことは必要なのかなとは思いますよね。

- ●川島委員 まあ、要するに、あの、さっきちょっと条文の中でね、あの、いろんなこう情報公開に対して担当職員の意識の問題が、かなりこう、ばらつきがあるじゃないか、温度差があるんじゃないかというような文言もありましたよね。だから、そんな中で、「いや、これに対してこう思っているんだけれども。」って。担当者が「いや、私はそんなこと思っていないよ。」というかですね、「これは、不可。」とかね。何かそういうような形でね、偏りっていうのはどこかで調整されるのかどうかですよね。そんなの、何か、あの、全体を通じてね、うまくこうバランスが取れるような仕組み作りみたいなようなものはできるのか、できないのか。完全にその課に丸投げみたいな形でない方法というのは何かできるのかできないのか。例えば各課が出してきた回答に対して、いや中間的なところで「いや、この答えはちょっとまずいんじゃないか、もっと違うような言い方で表現したらどうでしょうか。」みたいな、っていうのはどうでしょうか、難しいですか。
- ●竹谷委員 いや、これから極端な話、条例というか投票になったときに、18歳ぐらいになっちゃう、18歳からになりますよね。ということは、18歳の子供というか、でも分かるようにしておかないと、あとで「いや、何じゃそれ。」って話になりますよね。だから、極端な話、それくらいに分かるようにしておかないとまずいと思うんですよ、極端な話。

ここにいるメンバーは分かりますよ。極端な話、18歳の高校を卒業したとか、まあ、それぐらいの年齢の人らに「パブリックコメント、出してくださいよ。」と言っても、「何だろう、これ、難しいな。」って思われるのは、ちょっとまずいんだと思うんです。これから条例、住民投票条例ができた際には。だから、パブリックコメントもそれくらいのレベルに合わせていかないとまずいと思うんですよ。

- ●高野会長 前回、まあ、住民投票のときにですね、推進会議でパブコメ、意見募集をしたんですけれども、まあ、あれは、かなりかみくだいて、あの、もう分かるレベルは中学学校くらいの生徒のでも分かるものでないと、多分、駄目だろうということで、まあ、私も文章を作りました。その後、福井さんとか副会長とか、まあ、事務局も含めてですけれども、まあ、いろいろなところで直されて。それで、あの、それでもちょっと難しかったかなと私は思ってはいるのですよね。
- ●福井委員 まあ、かなり見やすく、読みやすくやったんだけれども、読み間違えられちゃうということは、やっぱり、まあ「難しかったんだよね。」って。
- ●髙野会長 書いたつもりなんですけれども、そうなんですよね。それで、僕もそのノウ

ハウをどこからもらったのかというと、新聞なんですよね。子供向けの新聞記事って必ずどこの新聞社もありますよね。あれ、結構、分かりやすく書いているんですよね、見ると。その「政治の仕組み」とか「何で内閣総理大臣っているの」とかね。そういうの「ああ、こうやって説明してくれれば、確かに分かるよね。」っていうように思えたので、「じゃあ、我々もそういう視点で物事を多分作ってやらないと駄目なんだろうな。」と。で、実際にその、記者に、新聞記者に聞いたのは、「まあ、かなり気は使って書いてますよ。」と。で、やっぱり中学生ぐらい、まあ、中学生1年生とか、そのくらいでも分かるような感じで言葉を置き換えたりとか、ひらがな振ったりとか、まあ、そういうのをやってますと。でも、別にでも、ルールが、その、マニュアル本があって「こういうふうにやんなさい。」とか、そういうのがあるわけではなかった、ないらしくて、まあ、本当は、それは記者の裁量に任せられてやっているんで、だから、「すごく、普通の記事書くよりも難しい。」と言ってました。どうしても限られた文字数でどれだけ分かりやすく説明するかっていう。「すごく難しいんですよ。」というような話を聞いて、私も、ああ、それはそうだろうなと。

まあ、難しく書くのはいくらでもできると思うんですけれども、簡単に書くというのはやっぱり非常に難しいんだと思うんで。ただ、そのやり方のノウハウというのは、まあ、私も持っていませんし、多分、自治体の職員も持ってはいないんですよね。なので、例えばそういのを職員研修で、新聞記者の人に来てもらって、その文章の書き方を学ぶ、それでもいいんだと思うんですよね。そういうまあ、逆に提案を我々が積極的にした方がいいのかなというふうに思ったので、今回、まあ、条文に対して、まあ、イエスかノーかということよりかは、そういうことを皆さん言いたいことたくさん多分あるから、こういう会議に皆さん来ていただいていると私は思っているので、それを積極的に市への、市長に伝えるっていうのは必要かなとは思って、今、やっているという状況なんですよね。

●水口委員 あの、パブコメのあの回答というのは、個人には来ないんだよね。なんかおもしいっていうか。個人で出すけども回答は個人に来なくて、ホームページ等で、まあ、公表しているということで終わっちゃうんだよね。何かちょっと、何か、ちょっとこう、市民としては「なぜ、個人で出したのが来ないのかな。」という思いと。

それと、あの、先ほどの「ホームページが見にくい。」というのをたまたま「まちかど ミーティング」で言ったら、この前、あの、回答きて、まあ、市民自治推進課からきたの か。まあ、回答きてて、すなわち、「検索機能を使って見てください。」、「はい、そうです ね。」とあれしましたけれどもね。実際、なかなかそこまでいくのはね。

●高野会長 いや、実際にですね、いや、その、パソコンが使える人だったらそれでいいんですよね。「検索してください。」で終わるんですけど。使えない人という部分ですよね。いわゆる「情報弱者」というふうにマスメディアとかでは言われますけど、そういう人たちに対して、あの、どうやって情報提供をするのかという必要性ですよね。

私も、昨日、おとといですかね、あの、「新千歳空港の深夜の飛行機の枠を増やすという住民説明会があるから。」っていって、行ったんです。そしたら、住民から出た意見は、「この今までやってきた話は、どこかに載っているんですか。」と。で、市と道が来てたんですが、まあ、「道のホームページにも市のホームページに載っていますよ。」って回答したんですね。そしたら、その質問をした人は「ネットの環境のない人はどこで見ればいいんだ。」と言うふうに逆に言うくらいだったんで、そういう人たちのためにも「何か、もっと情報を提供するようなことを考えてもらえませんか。」という、まあ、彼は建設的な意見ですよね、を述べている市民の方がいらっしゃったので、「ほう」と思って、私も全くそのとおりだなと思うので。

まあ、そういうふうにやっぱり市民から、ここではもちろん、こういう共有でいけると思うんですけれども、普通の市民の人からしても、やっぱり、市のやっていることに対して、まあ、情報公開とか情報提供というのは、まだまだ足りないんだなというふうに私は思ったので、まあ、ちょうどたまたま、今日、会議があったので、何かの機会でその話を出来ればと思って、その話をちらっとしたんですけれども。

難しいんですよね、その、広報に載せる。その人は「広報に載せたらいいんじゃないか。」って言っていたんですけれども、広報はどうしても締切が結構早いので、なかなか、情報がすぐ載せられない、パッと載せられない。だから、まあ、ホームページに皆さんシフトしてしまうんでしょうけれども。ただ、やっぱり、紙ベースで見たいとか知りたいとかいう人のためには、何かのためには政策、手法を市の方に提案してあげないといけないのかなと思うんですよね。

- ●青山委員 今回は、この、まあ、言ってみればこの「条文がいいかどうか。」というところの判断をする会議という認識でいいですか。
- 高野会長 条文のそこの部分については、まあ、福井部会長も言ってたとおり、改正するとかそういう話は多分、基本的には、まあ、ないであろうと。ただ、その、条文にそって、まあ、苫小牧市が進めている市民参加であるとか情報公開であるとか、そういったことに対しては、まあ、条例のとおりに進んでいるとはやっぱり言い難いので、言い難いと言うのであれば、こういう形で進めた方がいいんじゃないでしょうかという提案を市長にぶつけようという。それをみなさんといっしょに検討していこうという場にしたいなと、残り2回ですね。
- ●青山委員 特に今日はその話はなかったので、条文はこのまま、ある程度、いきましょうということで、マルっていうことでいいんですね。
- ●髙野会長 まあ、そうですね。
- ●青山委員 はい。で、その次のステップの話を今、ということですね。
- ●高野会長 そうですね。飽くまでアイデアということで、こういうのをやったらどうで しょうかというのを皆さんにお示しをしたと。
- ●谷岡委員 はい、いいですか。
- ●髙野会長 はい。
- ●谷岡委員 それで、このアイデアの中で、この「恊働のまちづくりについて」ということで、「町内会との連携による協働のまちづくり」というのは、これは重要なことだと思いますので、大変いいことだと思います。

それで、危機管理において、各町内会が今、防災組織を作るということで色々動いてはおるんですけれども、各町内で自分らがその組織を作っても、やっぱりこれはクエスチョンマークが付くんですよね。その、災害というのは、何も「夜ある」というものではないわけよね。だから、町内会のその一つの組織を作りましたよ。だけれども、それがいないときに災害が起きれは、それは機能しないわけですよね。ですから、それが一番、今、遅

れている一つの問題点なんですよね。例えばそうやって、AさんもBさもCさんもおる、普通は町内会というのは、普通、高齢化すると昼間もおりますけれども、その高齢化しないときは、やはり夜しか戻ってこないとか、又は土曜とか日曜日にならば町内におる確率は高いけれども、普通、その、いつ災害が起きるか分からない。だから、そういう組織を作っても、半分は機能はしないということですよね。

それから、よく言われることは、あの、その、体が動かない人たちを助けるために、リアカーで乗せて歩くということも、これも大切なことなのですけれども、その普通のそのリアカーなんかというのは、その助ける人のそばには置いていないわけですよね。例えばその、町内会のどこかの倉庫に置いてあるとか。そうすると、実際問題、それが機能ができるのか。そこまで行って助けようとすると、自分たちも2次災害になる可能性があるとかっていう。

そういう、その、突き詰めていけば、災害というものに対して、すごく相矛盾するものがあって、自分たちも逃げて行かなければならない。そして、高齢者の人も助けていかなければならないという。あの、何て言うかな、皆さんもそういう具合に考えていくと、いろいろな矛盾点というのが随分あるような気がするのね。ただ、組織だけを作って、魂が入らないというか。あの、その形はすごく素晴らしいんだよね。だけれども、その、時間帯によっては、全然、機能できないということもあるので、いろいろな形で、どういう形で考えていかねればならないのかなというのが一つの課題で、我々も考えているところです。以上です。

●髙野会長 先ほど言ったその、地域自治組織であるとか、地域自治システムというのは、多分、それも含めて多分、相互補完するために、多分、今、注目されているんだろうなとは思うんですよね。で、町内会というのはその、谷岡委員のおっしゃるように、本当に、昼間はいる人は本当に高齢者ですよね。で、私の町内会みたく若い人たちのところは、まあ、下手すると昼夜逆転して生活している方もたくさんいるわけで、多分、マンパワー的な部分というのは、確保しにくいんだろうなとは思うんですよね。それで、地域自治システムの中身をいろいろ資料を読み解いていくと、まあ、実際にその、地域には、町内会以外にも学校ありますよね、まあ、学校もあればPTAもあったり、まあ、あとNPOである、社協、まあ地域包括センターとか、まあ、いろんな、もちろん民間の企業も含めてですけれども、いろんなこの企業とかもあるので、そういったところを全部巻き込んで、そういう相互補完、役所ができないことに対しての相互補完をしようという流れがそのできてきて、多分、震災以降、多分、そういう話になっているんだと思うんで。

その部分については、まあ、谷岡委員がおっしゃられたのは私も全くそのとおりだと思うんで。じゃあ、どうしたらいいんだろうかということを考えたときには、そういうシステムで足りないものは、どこか違うところのマンパワーを使って補えるのであれば、まあ、例えば実際に学校がこう、普通の平日の学校が皆さんいる時間だったら、じゃあ、逆に中学生とか、そういうのを高齢者の救出に使えるとかね、そういうふうに考えている自治体もやっぱりあるみたいなんで、その部分についてどうするのかっていうのは、まあ。

町内会だけでじゃないんですよね。地域、その、全体で考えなければならない話だと思うんで、そういうために、多分、地域のその自治組織というのが機能していくんだなというのは私も調べて分かったんで、そういう話は、今後もこの会議の中で多分、突き詰めていかなければならないとは思うんですよね。

すみません、8時半を過ぎてしまったので、とりあえず条文については、まあ、先ほど何人からの委員さんから質問があったとおり、まあ、「基本的にはいじらないんですか。」ということで、「いじらない。」と。ただ、その、運営の仕方ですね。条例に基づいていろ

いろな手続を今、苫小牧市もされているというのは、毎年、年度変われば報告を受けるので分かってはいるんですけれども、まあ、それがやっぱり足りないんではないかという話になっていますんで、その足りない部分のまあ、具体的な進め方、やり方を皆さんで話し合って、まあ、いい答えが導けるのであれば、それを市長に提案しようという形を採りたいと思います。

はい。それではですね、会議次第の(2)その他ということで、事務局の方から、何かありますか。

# (2) その他

- ●福井委員 そうですね、あっ、ちょっと、あの、次回の会議のために、次回集まったときに意見を出すということでいいですか。それとも、前もってある方は出しておいてもらう、
- ●髙野会長 そうですね、前もって、まあ、今日、全部の条文を見てもらいましたんで。 で、実際に、まあ、ここの中には、議会の話とか市のやり方の話というのは特に触れられ てはいませんけれども、まあ、そこについてこういうやり方を進めた方がいいのではない かということであれば、それは、もちろん、事前に出してもらった方が、多分。
- ●福井委員 まあ、細かいところまでいかなくても、いいんだよね。
- ●高野会長 そうですね、まあ、ここはもうちょっと話した方がいいのではないかというようなのがあれば、それは事前に出してもらった方が。
- ●福井委員 それで、ある程度、事務局でまとめてもらって、次回の会議で。となると、 いつ頃まで、とか。
- 高野会長 で、事務局、次の会議の日程というのは、

○事務局(吉田市民自治推進課主査) 来月2月のですね、13日で考えているんですけれども、委員の皆様の都合はいがかでしょうか。

### 【委員日程調整】

●髙野会長 来月は13日、3月は3月5日ということでよろしいでしょうか。

### 【委員了承】

- ●高野会長 それではすみません、10分ほど過ぎてしまったのですが、5回目の25年度の5回目の推進会議の方は、これで終了ということで。で、意見の方は、事務局の方にメールでも郵便でも構わないとは思うのですけれども、まあ、事前に皆さんの宿題と言うことでお願いしたいと思います。で、それを踏まえて次、2月13日の会議を進めたいと思いますので、皆さんよろしくお願いします。
- ●竹谷委員 このアイデアに関してですもんね。

- ●髙野会長 いや、別に、そこにしばりはないです。他のところでも結構です。
- ●竹谷委員 極端な話、条例の後ろの部分とか。
- ●高野会長 いや、それでもいいです。あの、別に「市長の責務等」に関して、「いや、全 然、透明性が確保されていないんじゃないか。」だとか、そういうのでもいいと思います。「こうやったら透明性が確保されるんだけれども。」という意見がもしあれば、「こういうふうにやったらいいんじゃないか。」というのを伝えることもできるので。

そこは別に、この私たちが作ったレジュメに縛られる必要性は全然ありませんので。 よろしいでしょうか。それでは、皆さん、お疲れ様でした。ありがとうございました。

## 3 閉会